

群馬バリアフリー観光情報局「ココフリ群馬」会則

(名称)

第1条 この会は群馬バリアフリー観光情報局「ココフリ群馬」(以下「本会」という)という。

(目的)

第2条 本会は、群馬県の観光地などのバリアフリー情報の発信や、ユニバーサルなイベントを企画・運営することで、様々な人がもっと安心して群馬を観光したり、今まで実現できなかったイベントを楽しんだりすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 群馬県内の観光地などを訪れ、設備のバリアフリー情報や現地の方による対応の様子などで感じたことを、訪れた人それぞれの言葉でホームページやSNSで発信する。
- (2) 様々な障害を持った人も楽しめるユニバーサルキャンプなどを企画・運営する。

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する企業団体・個人をもって組織する。

(会費)

第5条

1. 会員から会費をいただき、本会の運営に使用させていただく。会員については次の権利を付与する。

権利	区分			個人会員
	パートナー	スポンサー	サポーター	
カテゴリー独占(※1)	○	○		
ココフリ群馬ロゴ掲出権	○	○		
パートナー呼称権	○			
スポンサー呼称権		○		
サポーター呼称権			○	
公式HPでの社名ロゴ連名表記とリンク ※2	○	○	○	
ココフリ群馬のパンフに企業名記載 ※3	○	○	○	
ココフリ群馬のバッジプレゼント	30	25	3	1
公式HPで個人サポーター名掲載(希望者)※4				○
ココフリ群馬メールレポート(不定期)	○	○	○	○
年間協賛金額(単位:)	30万円	25万円	3万円	500円

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

1. 代表 1名
2. 副代表 1名
3. 会計 1名
4. 会計監査 1名
5. 書記 1名

(役員選任)

第7条

1. 役員は総会において、会員の中から選任する。
会計監査は会長、副会長、会計及び書記を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第8条

1. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

(総会)

第9条

1. 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
2. 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 解散
 - (3) 報告および決算
 - (4) 計画および予算
 - (5) 役員を選任又は解任
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
3. 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
出席ができない場合は委任状（電子メール可）を提出することでも良い。

(議事録)

第10条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第11条

1. 役員会は役員を持って構成する。

2. 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(役員職務)

第12条

1. 代表は、会務を統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表が事故有るときはその職務を代行する。
3. 会計は代表の指示によりこの会の事務全般を掌理し、財務はこの会の会計を掌理する。
4. 会計監査は本会の会計を監査する。
5. 書記は会議の記録を残す。

(会計)

第13条

1. 本会の会計年度は、4月に始まり翌年の3月で終わる。
2. 本会の経費は、会員が負担する会費と寄付と助成金による収入をもって充てる。

付則

1. この会則は2020年10月20日より実施する。
2. 改訂2021年3月3日
 - ・会計年度期間の変更（1月～12月を4月～翌年の3月に変更する。）
 - ・第1期については、2020年10月20日～2021年3月31日とする。
 - ・設立後の第1期は準備年と位置づけ、会費は第2期から徴収する。
 - ・2021年3月31日までに納入された会費は、第2期分として取り扱う。
 - ・会則等の表記を和暦から西暦に統一する。
3. 改訂2021年3月24日
 - ・第7条の役員選出の改訂。
 - ・第8条の任期の改訂。
 - ・第9条の総会の追加。
 - ・第10条の議事録の追加。
 - ・第12条の役員会を追加。
以下の条項の数字を繰り下げた。
上記条項を改訂・追加し会則を整備した。
4. 改訂2021年5月15日
 - ・第4条の会員の改訂。
 - ・第5条の会費の改訂。